平成２５年（フ）第２５号
金沢市米泉町１丁目31番地　ローズハイツ105号、従前の住所金沢市白菊町５番20号
債務者　谷口　　守
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３５１号
愛知県江南市藤ヶ丘７丁目１番地２　江南団地214棟201号
債務者　菱川　時子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２４０号
三重県員弁郡東員町大字中上1051番地　ナルックス社宅104号
債務者　中塩屋　悟
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
三重県四日市市城西町８番13号　パビリオン四日市２棟１－Ｃ
債務者　伊藤　正三
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
三重県四日市市西新地12番９号　大晃マンション305
債務者　的場　坂則
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
三重県四日市市大井手３丁目15番８号
債務者　小椋陽一郎
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
滋賀県栗東市大橋４丁目８番９―102号
債務者　村尾　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
大津市国分１丁目32番５号　フォレスト石山205号、前住所大津市富士見台８番20―107号
債務者　高田　英明
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
大津市和邇高城489―60、住民票上の住所大津市御幸町４番９号　シャトレーパインズレイク202号室
債務者　藤瀬　和樹
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
滋賀県東近江市聖和町１番７号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字小井口508番地26
債務者　前川　正直
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７６号
京都市西京区桂坤町12番地２　コーポ藤岡101
債務者　ＨＡＩＲ　ＵＮＩＯＮ99こと　萩原　浩二
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
京都府京田辺市飯岡中峯57番地　三気荘２Ｆ208号
債務者　南崎　　登
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
京都市南区東九条松田町14番地６　モナ十条201号
債務者　西山英人こと　趙　　智済
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
京都市伏見区竹田真幡木町82番地　カーサモリサキ308号
債務者　雅奉堂ことリビアオルゴールこと　川那辺雅彦
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口46番地の10
債務者　浅野酒販店こと　浅野　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口46番地の10
債務者　浅野　千鶴
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
兵庫県尼崎市上坂部１丁目３番27―403号
債務者　村上　俊洋
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係